

京都市告示第450号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和2年12月7日

京都市長 門川 大作

1 道路の名称

1・4・7号 油小路線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

南区上鳥羽火打形町の各一部

伏見区竹田向代町川町，竹田流池町，竹田青池町，竹田西段川原町，竹田田中殿町，竹田真幡木町，中島秋ノ山町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)